

庁達第1号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市職員安全衛生委員会規程（昭和48年庁達第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

第3条第3項第4号中「及び地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用された職員」を削り、同条第5項中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は同法」を加え、「の委員の数」を「である委員の合計数」に改める。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。